

## 個別避難計画の作成について

### 1 目的

避難情報その他の災害情報を入手し、又は判断することが困難な人及び自ら避難することが困難な人の支援を実施するために必要な事項を定め、町民一人ひとりの「自助」、地域の助け合いや支え合いによる「共助」、町、消防機関、警察等の公的機関による「公助」に基づく支援の体制を整備することで、安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを目的とする。

### 2 現状

#### 【避難行動要支援者の対象者】

- ・要介護認定 3～5 を受けている者
- ・身体障害者手帳 1・2 級(総合等級)の第 1 種を所持する身体障害者
- ・療育手帳 A を所持する知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者
- ・避難行動時の支援を必要とする難病患者
- ・その他災害時の避難行動支援について町長が必要と認める者

避難行動要支援者名簿には 1 6 8 名が掲載されており、福祉専門職のご協力を得て、今年 1 件の個別避難計画を作成した。

### 3 作成に向けて

#### ○全体計画の作成

町民課（福祉担当）と総務課（防災担当）、町内の福祉専門職との意見交換会を実施して、全体計画を作成した。

#### ○個別避難計画作成に係る報奨金の支給

個別避難計画を作成するには福祉専門職や自主防災会の参画が不可欠であると考え、個別避難計画の新規作成 1 件につき 7, 0 0 0 円の報奨金を支払う。

### 4 今後に向けて

#### ○個別避難計画作成に向けて

令和 5 年度も個別避難計画作成に係る報奨金の支給を継続し、福祉専門職や自主防災会と協力して個別避難計画の作成を進める。

#### ○避難支援等関係者への情報共有

情報共有への同意を得た個別避難計画や避難行動要支援者名簿の情報を防災計画に定めた避難支援等関係者と共有し、共助・公助の力を高める。

## 5 参考

個別避難計画に関する資料は下記の町ホームページに掲載されている。

【設楽町ホームページ 避難行動要支援者支援制度について】

<https://www.town.shitara.lg.jp/soshiki/2/3316.html>

